

年 月 日

五戸町長 若 宮 佳 一 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____ - _____ - _____

五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付申請書兼請求書

五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、裏面の内容について誓約の上、次のとおり五戸町新社会人ふるさと定住奨励金の交付を申請し、請求します。

- 1 申請者区分 ※該当する項目全てに☑してください。
 - 五戸町立小学校又は中学校に在籍したことがある者
※ _____ 小学校 平成 ____ 年入学、 _____ 中学校 平成 ____ 年入学
 - 青森県立五戸高等学校を卒業した者
 - 上記以外

- 2 定住開始（予定）日 ※該当する項目に☑してください。
 - 出生の時から
 - _____ 年 _____ 月 _____ 日から

- 3 請求する奨励金 ※該当する奨励金に☑してください。
 - 県内就職内定奨励金 10万円
 - ふるさと定住奨励金 15万円
 - ふるさと定住継続奨励金 10万円 ※該当する回数を○で囲んでください。
(初回 ・ 2回目 ・ 3回目)

※裏面に続く

様式第1号（第5条関係）（裏面）

4 振込先口座 ※口座種目は、普通、当座などを記入してください。

金融機関名	支店名	口座種目	口座番号
口座名義人	(フリガナ)		

5 誓約内容の確認

以下の誓約内容を確認しました。※内容確認の上、全ての項目に☑してください。

- 申請の内容は事実に相違ありません。奨励金の受領後、申請の内容に虚偽があった場合は返金します。
- 県内就職内定奨励金及びふるさと定住奨励金の交付を受け、大学等の卒業年の4月1日または県内企業等への採用年月日（自営業に専ら就労した日または農業に専ら就農した日）または五戸町に定住を開始した日のいずれか遅い日から200日が経過する日までに転出した場合は返金します。
- ふるさと定住継続奨励金の交付を受け、定住継続基準日から1年が経過する日までに転出した場合は返金します。
- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員に該当しません。
- 五戸町に定住していることを確認するため、五戸町が保有する住民基本台帳情報により、五戸町が確認することについて同意します。
- 農業に従事する場合において、就労する農地の経営主を確認するため、五戸町農業委員会が保有する農地台帳に関する情報により、五戸町が確認することについて同意します。